

平成15年12月11日

第6回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

森田会長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第6回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。

最初に委員の方の出欠でございますけれども、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。雨の中、お疲れさまでございます。

本日は、菅沼委員、それから今井委員、仲田委員、須藤委員がご都合によりご欠席ということで連絡をいただいております。それから佐藤委員なんですが、若干おくれるということでご連絡をいただいて、もしかしたら仕事の関係で時間が間に合わなければ来られないかもしれないということでご連絡をいただいております。

本日の席順も、前回同様、ランダムに変えさせていただきました。

最初に、皆様方に配付いたしました本日の資料をご確認をさせていただきたいと思います。

上の方から、本日の次第でございます。おめくりいただきまして、資料第13号ということで、前回、第5回の区民会議のこの会議のまとめです。項目ごとの大まかなまとめを出してございます。それから、14号といたしまして区民会議の進め方(案)ということで資料をお配りしてございます。それから、15号が中間のまとめの目次の案ということでお示ししております。それから、資料番号は振ってございませんが、区民憲章区民会議の自主研究会の概要についてということで左上にホッチキスどめをしてあります4ページものの資料をお配りしてございます。以上、確認をしていただければと思います。

本日使用します資料第12号ですが、別途、皆様方に事前にお送りいたしておりますけれども、こちらの方をお持ちでない場合につきましては、事務局の方で用意してございますので言っていただければと思います。出欠状況、資料については、以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に基づいて審議を進めてまいりたいと思います。

まず、第5回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 それでは会議録の方ですが、12月8日の確認をさせていただきました。いただいた訂正等を行いまして、昨日から情報公開ということで2階の行政情報コーナーの方に配備しております。

それから、前回、この会議でアンケートをいただいておりますので、ご紹介だけさせていただきます。前回傍聴された方からのアンケートということで、審議内容について、区、議会、区民と、それぞれの責務について、いろいろな視点から委員の意見が出されて興味深かったということ、それから住民投票、住民参加、パブリックコメントについても同様、興味深かったということでございます。それから、会議の運営についてということでは、会長・副会長の運営の仕方は

なかなかよいと感じたということで、討議の方向がよかったということでアンケートをいただいておりますので、ご紹介させていただきます。以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次第の3の第5回区民会議の発言要旨について、お願いいたします。

久住幹事 先ほど資料第13号ということで、皆様方からいただきました意見を、それぞれ区の責務、執行機関等々の主だったところでご意見をいただきましたので、大多数のところについてピックアップをして資料第13号ということで調製してございますので、ご参考にしていただければと思います。以上です。

森田会長 ありがとうございます。

それでは次が次第の4でございます、今後の区民会議の日程についてということでございます。前回の会議でも今後の区民会議の日程についてのご提案がございましたけれども、再度事務局からご提案があるということですので、ご説明をお願いいたします。

久住幹事 前回、同じような資料でお渡しをしたんですが、1月にこちらの会議の中間のまとめをしていきたいと思いますということでご案内したんですが、前回から今回まで、ご意見をいただいたりしまして、まだ議論が煮詰まっていない部分も若干あると感じておりますので、もう一度、2月に行って、そこでもまとめを行うような形で、1回、この会議そのものを増やして、皆様方のご意見を十分反映させたものとしてまとめられるのではないかなと感じております。訂正の部分につきましては、2月に第8回ということでこの会議を実施をしていきたいということで、ご提案でございます。以上です。

森田会長 今、ご説明がございました今後の区民会議の日程についてでございますが、いかがでございましょうか。ご意見があればご発言いただきたいと思います。

山田委員 2月に向けて中間のまとめというものが出てくるんですけども、この中間のまとめと、その後、パブリックコメントということで、通常ですとパブリックコメントでいろいろな意見が出てくるんですが、その結果を反映した報告書の案というものと中間のまとめって、割ともうニアリーイコールというか、近いようなイメージがないこともないんですけども。こちら辺は、あくまでもパブリックコメントを受けたものについては修正するけれども、それ以外は大体中間のまとめが最終の成案に近いというイメージをお持ちなんでしょうか。

森田会長 ここは、事務局でどうお考えか、お願いいたします。

久住幹事 事務局といたしましては、今、山田委員の方からご指摘のあったように、パブリックコメントを報告書に反映していきたいと考えております。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。これだけ時間をかけて、皆さん、熱心に議論をされた結果ですので、基本的にご異存がなければこれをベースにということかと思えます。よろしゅうございますか。

山田委員 パブリックコメントが出てきまして、あとの第9回、10回、11回というのは、それに対してどう考えるかみたいな形の審議になるんですか。そこら辺は、いかがでしょうか。

森田会長 私の心づもりとしましては、中間まとめよりも、やはり報告書の原案の方はもう少し条例化をしていくために詰めたものに精度を上げていくということになると思います。

山田委員 そうしますと、中間まとめはもう少し荒っぽい、表現も条文を意識しないような感じで出てくる、まとめるということなんでしょうか。

森田会長 私自身の認識から言いますとそうでありまして、例えば、必ずしも皆さんの意見が一致しないところは一致しないまま、こういう議論もあった、こういう議論もあったというのは中間まとめに書いておいてもいいと思うんです。そしてパブリックコメントで、それはこっちの方がいいんじゃないかという区民の方の意見が圧倒的に多ければ、それを絞り込む形で最終報告書でまとめていく、そういうこともあり得るかなと思います。

事務局はいかがですか。

久住幹事 まとめられれば、それが区民の方も判断できやすいでしょうし、今、会長がおっしゃったような形で、まとめ切れなければそういう形でやるのが一番区民の方のご意見も反映しやすいのかなというふうに思っております。改めてこの会議で、こういう意見をもとに、どの案を採択をしていくのかということでご議論いただければいいのかなというふうに事務局としても思っております。

森田会長 よろしゅうございますか。

吉田委員 もう一つ、よろしいでしょうか。

逆に、パブリックコメントの結果であれ何であれ、意見が収れんしていけば、それは問題ないと思うんですけれども、逆に収れんしない、あるいは委員の意見が対立したままみたいな状態のときには、どのようにまとめということになっていくんでしょうか。

森田会長 パブリックコメントでいろいろなご意見が出るかもしれませんが、基本的にそれを参考にしつつ、この審議会の方できちっと責任を持って答えを出すということだと思います。その意味で言いますと、パブリックコメントの中でいろいろな意見があるということに対しては、それはきちっと踏まえて議論した上で答えを出すということになると思います。

この中で激しい意見の対立がある場合は、最終的に多数決という方法もあり得るのかもしれませんが、基本的には皆さん合意できる場所でまとめていくということになりますし、一般的に、こういう審議会の場合、そういうケースはどうするかといいますと、両案併記というような形で、区長に、我々としても意見をまとめ切れなかったけれども、それぞれ筋の通った形でこういう案とこういう案になったと、これをどう決めるかは、この場で一本化するよりも、区長が原案を出される場合、あるいは、さらに申し上げますと条例をつくられる議会でもって決めていただくと、そういう取り扱いになるかなと思います。それは極めてレアケースでありまして、

基本的には皆さんにここで合意をいただくということを期待しております。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、次に次第の5、一番の議題かと思いますが、「文の京」の区民憲章を考える区民会議の「中間まとめ」、この資料につきまして事務局の方からご説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

久住幹事 ご説明の前に二つほど、この場をお借りしまして、こちらから報告をさせていただこうと思います。

斎藤先生が、所属は今のままということなのですが、助教授から教授にご昇任されたということでございます。おめでとうございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

それから、本日欠席されているんですが、団体推薦の東京商工会議所の文京支部の今井委員が、この秋の褒賞を受賞され、その関係できょうはどうしても都合がつかないということで欠席のご連絡をいただいております。事務連絡ということで皆様の方にご承知おきいただければと思います。

それでは資料第12号について、ご説明をさせていただこうと思います。

前回の会議で資料第9号ということで、これまで皆様方からいただきました意見を、それぞれ条文のイメージになるような形で項目に沿ってふるい分けをしたものを作成をいたしました。それについて、また項目ごとに皆様方から議論をいただきました。資料第9号は、一般的な自治基本条例の項目というのはこのような形になっているということで、それぞれ理念があって主体があって手続があって、どういうものを入れ込むかというような形で整理をしました。資料第12号につきましては、それよりももう少し条例に近いような形で項目を振り分けるとどのようになるのかということで、改めて項目をつくって、それに沿って皆様方の意見を踏まえたものをつくり、事務局でまとめたものを11月21日に皆様方に送付をしたものでございます。これにつきまして、12月8日までにご意見をいただくような形をとってございました。

いただいたご意見を、若干紹介をいたします。11月30日に有志の皆さんによる自主研究会が開催されましたけれども、それにつきましては名方委員から後ほどご紹介いただけることになってございます。

もう一つ、菅沼委員からご意見をいただいておりますので、ご紹介します。前文で示した「新たな公共社会」という「新たな」という部分につきましては、何か今の社会そのものがマイナスイメージとしてとらえてしまうような部分もあるので、「新たな」という表現については、さらに暮らしをいいものにしていこうというような意味合いから、具体的には「革新的な」であるとか「理想的な」であるとか、それから「文の京に即した豊かな」などの言葉に変えた方がいいのではないかなというようなご意見。それから、資料12号の5ページですが、協働は相互に補完し合いながら協力して地域社会をおさめることだというふうにしてはどうか。それから、これは

全体的に関する意見では、区民1人1人の声を聞いたり協働してくれということを考えても、なかなか難しいのではないかと。その辺をどういうふうシステムとしてつくっていったらいいのかというのを、少し議論していった方がいいのではないかと。それから、もう1点。区民主体の区民憲章であるので、区民の声・提案・要望等を集約して、まとめの拠点である町会・自治会等の協働が重要であるというふうに思っている、区と町会が車の両輪としてまちづくりを行うことなどを盛り込んではどうだろうかというようなご提案をいただいております。

それから、今井委員からは、名称につきましては「区民憲章」でよいのではないかとということが一つ。それから、あと2点なんですけど、中間のまとめのたたき台の内容はおおむねよいのではないかと。それから、最後に、16年度の条例化に向け、そろそろまとめにかかった方がいいのではないかとというようなご意見をいただいております。私どもの方に寄せられた意見は、以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

今の意見を踏まえて、またご議論いただきたいと思っておりますけれども、審議に入ります前に、ここで名方委員の方から、11月30日の区民憲章の自主研究会についてのご説明、ご報告をいただければと思います。よろしく願いいたします。

名方委員 お手元に資料は、最後についていますかね。11月30日、午前10時から昼飯を挟んで5時まで。出席者、斎藤先生も来ていただいて、今井さん、佐藤さん、私、藤原さん、松本さん、山田さん、吉田さん、沼沢さん、久住さんがご出席されました。

内容はここに書いてあるとおり、かなり議論が出ましたので、最初、私の心づもりは、ここである程度まとめられるのかなと思ったら、そうではなくて、基本的なことを議論しようということで、午前中ほとんどその話で、区民憲章の位置づけについての議論がありまして、午後になってやっと、ある程度こういう形で個別の問題を議論し始めて整理をすればいいんじゃないですかという形になったんですが。個々にはこれを見ていただければよろしいんですけど、幾つかの意見は、基本的にガバナンスという大きな発想をもう一回どうとらえるのかという話が出ました。それから、もう一つは、きょう、たたき台を出していただいておりますけど、実はその前にこういう、これは幻のたたき台になるんですかね。

森田会長 いえ、今、説明があったところです。

名方委員 項目が、でも違いますよ。ですから、ちょっと項目が違うんですから、出していただいたので議論をして、特に山田委員の方から、もっと整理されたらよろしいんじゃないですかという話もありましたし、それから、今ちょうど菅沼委員が言われたことについても議論が、ここにちょうど載っていますけれども、要するに「新たな公共社会」という言い方はどうなのかという議論も出ました。そういう意味では、恐らく個々にいろいろな意見が出て、印象としては、さっき吉田委員も言いましたけど、なかなか議論が百出して、やっとまとまりかけたというとき

に大体5時ごろになっちゃいまして時間切れで、かなり議論はしたけれどもというような感じが私の印象でした。だから、まとめにはなりませんけれども、ここに書いたようなことをもう一回議論した結果、きょう、また反映させて深い議論ができればいいかなということでございました。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、中間まとめについての審議に入りたいと思います。この資料は随分ご議論されたということですので、資料第12号について、事務局の方からご説明いただけますか。

久住幹事 資料15号ということで、1枚ものの両面刷りのものをお配りしてございます。12号の中で、12月8日までに皆様方からご意見をいただきました。12号の中で項目を立てたんですが、法律として考えると若干10章が重なって規定している部分もあるし、10章の中で見ていくと、例えば対等な関係ですとか補完性の原則みたいな、そういう大きな話というのはもう少し前で書くべきなのではないかというようなご意見をいただきました。きょうは、骨格になるようなものがある程度お示しをして議論をいただいた方がいいのではないかとということで、いただいたご意見をもとに骨格として示すと15号のような形で整理ができるのではないかとということでお示しをしたものです。以上です。

森田会長 ありがとうございます。

それではご議論いただきたいと思います。これからの議論の進め方につきまして、何か、こうすべきであるとか、こうした方がいいというご提案がございませうでしょうか。

これはもう大分議論をしてきましたし、この前の自主的な研究会、私は残念ながら参加できなかったんですが、いろいろと根本的な議論が繰り返されたということで、大分そここのところは熟成してきたのではないかなと思っております。そろそろまとめる段階に入っていくということになりますと、少しステップ・バイ・ステップで固めていく作業が必要ではないかなとも思っております。家を建てる時に言いますと、どういう間取りにするかとか、どういう部屋をつくるかというような話はそろそろ終わって、基本的な設計図に入ってくるという感じがしています。その段階に来ているかなという気もいたしますけれども、何か、こうしたらというようなご提案はございませうでしょうか。

司会者の責任としまして、ご意見がないときにはおしまいというわけにはいきませんので、私の方から若干用意したものを言わせていただきますと、基本的に、今の資料第15号で事務局の方がこれまでの議論を踏まえて再度整理していただいたと思います。

そして、まず最初に確認をしておくべきことといたしますのは、前文がありまして、それから総則で目的と定義、そして第2章で基本理念というのがございます。これは、そもそも論から始まりまして大きな原則だと思えます。それが最初の柱か部屋だとしますと、2番目は区民等の権利・責務、ここの第1節から第4節まで、こちらは何かといたしますと、要するに文京区を構成しているさまざまな主体、個人としての区民もあれば企業もあれば非営利団体もあれば地域の活動

組織もあると、そういうそれぞれの主体がどういうものであって、どういう権利と責務があるか、義務があるか、そういう話がここに柱であるかなと思います。

その次の4章、5章、6章といえますのは、今度は区の側のそれぞれの主体、区全体としてどうなのかというのが4章だと思いますし、その中で二つの機関から区が成っているわけですが、区議会、そして区長・執行機関というのはそれぞれどういう役割を果たして、どういう責任があるのかということが書かれています。そして、第7章以下では、そうした区を構成しております主体がどのような形で区のさまざまな政策を決めていくか、物事を進めていくかと、そのそれぞれの役割と手続といったことが書かれています。一言で言いますと物事の決め方、その手続きというものが書かれているのかなという気がします。それが7章におきましては原則的なことがあり、そして政策形成・実施・評価という政策をつくる時の手続、そして、さらにその中で区民と地域社会がどういう関係にあるのか。また、8章におきましては、さらに非常に重要な民主主義のルールであるところの住民投票というものをどういう形でやるかというのがあり、そして連携と協力の、さらにそのあり方というものが並べられているのかなという気がしまして、大きく言いますと、最初の基本的な部分と主体と区のサイドの役割と、そして物事を決めるときの言うなれば手続と言いましょか、プロセスと言いますか、そういう形で四つぐらいの大きな要素に分けられるのかなという気がしております。

最初に、大体こういう組み立てでいいのかどうか。もちろん細かく言いますと、もっとこういうのがあるのではないかというご意見もあるうかと思えますし、これは要らないというのがあるかもしれませんが、これまでのご議論を積み重ねてきて事務局で整理していただいた限りでは、それぐらい、四つの大きなまとまりになるのかなという気がいたしております。

これからは、少しそれぞれのまとまりごとに、その中身がこれでいいのかどうかということをご議論いただくというのがいいのではないかと思います。

いかがでございましょうか。

沼沢委員 今、会長が言われたようなやり方でぜひお願いしたいと思うんですが、1点。資料の資料第12号を11月30日に自主勉強会をやったときにいろいろ出てきた意見と資料第15号との違い、なぜこうなったかというところを、少し説明させていただきたいのですが。

森田会長 はい。それではご披露いただけますか。

沼沢委員 そこを確認して、それからそれぞれステップ、個別の分野に入っていかれた方がいいのかなと思います。と言いますのは、資料第12号の段階で、第10章、新たな公共社会の創造ということで、先ほども事務局から説明がありました。基本理念の方に持っていった方がいい事項は、資料第15号の第2章の基本理念の方に持っていきました。第15号の方の資料を見ていただくと、第2章で最後に協働・協治の原則というのがあるのと同時に第7章の第1節で協働・協治の原則という同じ表現が出てきています。ここは、30日の自主勉強会のときに同じ内容は2回出る

ことなくというような構成であるべきではないかと、こういう意見があって、そこが11月30日以降、事務局でいろいろ検討した際に非常に気になりました。

そうは言っても、本来ガバナンスということを中心にこの自治基本条例をつくろうといったときに、やはり文京区のこの区民憲章の特徴は第7章が非常に明確にあるということに意味があるのではないかとということで、ここをあえてこういう章立てにしたということがあります。それでは、基本理念に書かれるべきものと第7章で書かれるべきものが似通ったものになるのか、あるいはもう少し第7章は具体的な表現になり得るのではないか。一応きょうはそういうことも問題提起してみようということで、事務局の中ではいろいろ迷いがあったということを紹介したいと思います。

それから、もう一つ。第2節と第3節、実は事務局の内部で検討したとき、第2節は、「区民等と区政」というふうになっています。価値判断を余り含まない抽象的な表現になっているんですが、事務局の内部の検討の段階では「区民参画」という表現になっていました。この「区民参画」というのは、やや手あかにまみれかけているのかなという気もしまして、10年後に「第2節、区民参画」といっても全然新鮮味がないというよりは、もう少し抽象度の高い表現で書いた方がいいのではないかと、そんなふうなやりとりをしました。

それから、文京区役所が余りかわりを持たない分野で、住民が自主的に行動するという自治の姿があるのが本来のガバナンス社会ではないのかということで、「区民等と地域社会」という、これも余り価値判断を含まない表現で章立てをしました。もし基本理念のところでもたいてい議論があると第7章に少し及ぶ可能性がありますので、その辺も前置きでご検討いただければと思います。

森田会長 ありがとうございます。

中間報告の段階ですと、言葉も余りこれだと決めてしまうよりも、「ガバナンス」という言い方をしていてわからない、「協働・協治」でいいんじゃないか、「協治」もまたなじまないとか、いろいろ議論はあると思いますけど、その辺は少し時間をかけて詰めてもいいのかと思います。むしろ、どういう言葉であれ、その言葉が伝えようとしているイメージがかなり共有されてきたのではないかなという気がしておりますので、そういう形で考えていただければと思います。

それから、中間まとめをどういうふうな形で最終的に作成するかということですが、事務局ともお話しをしましたが、事務局の方でかなり整理されたものをご提案いただいて、それでそれをまた議論するというのもいいかと思いますが、やはりここはぜひこのメンバーの方に書いていただきたいと考えて降ります。基本的には、そういう形であるべきことが望ましいのではないかと。それこそ、まさに区民が参加する形でつくるといったことだと思います。もちろん、これはテクニカルな問題がありますから斎藤先生にはお願いしたいと思うし、これまた全員で分担して書くということになりますと大変なことになりますので、そういう意味で言いますと、小委員会が基礎

グループのようなものを置いてはどうかという気もしております。冒頭からいろいろな提案をさせていただきますけれども、効率的に進めていくためには、そういう仕組みはいかなものか。事務局とも相談しまして、私の方から冒頭に言わせていただきました。

いかがでございましょうか。

沼沢委員 その場合は、我々行政の委員はサポート役としてかわりを持つということもあるんでしょけれども、団体の推薦でいらっしゃった委員の方は、これは区の方からお願いしてという形でいろいろな制約の中でやっていただいています。公募委員も6名いらっしゃいますので、公募委員の方からどなたかやっていただければなど考えております。また、団体の方でも、もしご希望があれば、それを排除するものではもちろんありません。

森田会長 委員の方には、もう少したってからまたお考えいただいて、それならやってみようという方はぜひ手を挙げていただくという形でいいんじゃないかなと思います。

進め方の段取りといいましょうか、基本的なフレームのところはよろしゅうございますでしょうか、皆さん、ご議論された結果、そういう方向へ収れんしていくんじゃないかなと思います。

それでは、それぞれのパーツごとに、どういうふうにまとめていくかということについて、ご議論をいただければと思います。

総則部分は目的、定義で、目的を何と書くかというのは大変難しいことなんです。いわゆるこういう区民憲章の目的の場合に、ゼロベースで考えるのがいいんですが、いろいろなところで既に先行例もあるかと思えます。そういうものを参考にしながらというふうに思っております。用語の定義につきましては、この間の資料12の方でかなりリストも挙がっているかと思えます。むしろ問題になりますのは、先ほども7章との関係でご提案がありましたけれども、基本理念をどう考えるかということで、ここには4項目挙がっておりますけれども、これがこれでいいのか、これは相互にどういう関係があるのか、それぞれをさらに説明するようなキーワードというものにどういうものが考えられるのか、そういったことにつきまして、まずご議論いただければと思います。

吉田委員 吉田でございます。

私、先月、ちょっと欠席してしまったんですけども、5回、きょうは6回目になるんでしょうか、審議が進んでまいりまして、都合、一応の発言はさせていただいたわけですけども、だんだん回が進んでいわゆる具体論、各論になると、正直、私自身、地方自治法、専門的に勉強したこともありませんし、ましてや条文の策定なんてものは全くの初めての経験でして、総論は言ってもなかなか各論については言えないなというのが正直なところなんです。

ただ、今、私の理解があるいは間違っているかもしれませんが、区民憲章の制定に当たって、この会議の前段としての研究会があり、その研究会の報告というのが出ているわけですけども、そのところから、大きな理解としては、今回、文京区の区民憲章を定めるに当たって

の最も核になる部分というのはいわゆるガバナンスということであり、それは今回の言葉としては協働・協治というふうに訳されているのかなと思うんです。そういう意味で、今回、まだまとまった発言ができませんけれども、資料15号の目次を見まして、何か言葉がダブっちゃってないのかなという気がしますのは、例えば第2章の基本理念と今出ました第7章の新たな協働・協治の社会という章立てというあたりが、私の感じでは、むしろ協働・協治の社会というのが区民憲章を定めるに当たっての基本理念というところなんではないのかなというふうに理解いたします。個人的には必ずしも協働・協治というものが憲章の基本コンセプトというところに賛同しているわけではないんですけれども、今までの研究会報告等の流れといいますか、その私の理解によれば、むしろ基本理念というのは協働・協治の社会というのがそのものであって、何か言葉がダブっちゃってないのかなと。

例えば前文のところに自治の理念があり、第2章に基本理念が来て、ここに協働・協治の原則があったり、それから前文の運営ルールにおける基本理念というのと、この運営ルールの基本理念ということがまさに協働・協治の原則だったんじゃないのかなというふうに思ったり、ちょっと言葉がダブっているというような気がするんですが。もっと私見を言わせていただければ、私はちょっと何か憲章のめり張りをつけるべきだと考えますので、協働・協治の原則というもののものが、もっと基本理念のところの位置ぐらいいいじゃないのかなというような気がします。ちょっとまとまりませんが、とりあえずの発言ということで理解してください。

森田会長 ありがとうございます。

今の点につきましては、いかがでしょうか、。

沼沢委員 それで、やはり少し前に進めて、よりイメージをつくり上げるプロセスとしては、確かに重複を若干承知の上で、例えば第2章の基本理念では何を述べ、それで作業が第7章の協働・協治の原則になったときに、表現は同じだけれども協働・協治の原則じゃなくて協働・協治の原則じゃない違うキーワードが出てくる可能性もあるのかなと。やや流動性の中で、もし第2章で言ったものが第7章で全く同じならば、またその段階で何か議論していった方が少し生産性が上がるのかなというような気がします。重複というのは、どうしても検討のプロセスの中ではちょっと避けにくいのかなという感じがします。

斎藤副会長 内容の重複ということについては、最終的に、前文や基本理念と具体的な7章の作法なりルールの部分で、同じ内容あるいは条文が何度も出てくるということはありません。しかし、原理・原則をうたう部分が前文と基本理念であって、一般に向けてしっかりと基本理念を書く部分ということで仕分けはできると思います。第7章では、それをさらに具体化する。ですから、協働・協治の原則の具体化というようなイメージで考えていただいてもいいのではないかと考えます。ですから、言葉自体がこの段階で重複して出てくる分には、さほど問題ではないということかと考えます。

それから、協働・協治なりガバナンスというのが一つの中核、特に先行する研究会ではそこを中心に出したわけですし、そういう意味では第2章の基本理念の中でも4番目の協働・協治の原則の部分だけ二重にアンダーラインを引いてもいいのかもしれませんが。ですから、ここから先は実質議論をしていただいた方がいいと思いますが、第2章の協働・協治の原則の上を書いてある三つの事柄について、一つの考え方は、それはここで議論してきた協働・協治を生かすためには必要な前提条件なのである。上の三つを踏まえた上でなければ協働・協治というのは語り得ないという見解がかなり出ていたと思います。一つにはそういう面があるかと思いますが。もう一つの考え方は、協働・協治という場面なり局面をどれぐらいのものに考えるかは別にして、それとは別に「文の京」文京の今後のあり方として上の三つのものは独立に必要であるという考え方もあるかと思いますが。

名方委員 この間の議論でも言ったんですけど、憲章が何かという位置づけもさることながら、要は、わかりやすくはないといけないだろうというふうに私は思いますので、前文のところは非常に明確なわかりやすい表現をぜひしていただきたいし、もし必要であれば、その部分については私も一言言いたいというので、やらせていただきたいと手を挙げます。

この間のときにも出したんですけど、三鷹市の憲章がありましたね。ちょっと、きょう資料を私は持ってこなかったんですけど、インターネットで見たら非常にわかりやすい表現で書いてあるんです。それはもうすばらしいので、そういうことをぜひやりたいなと。だから、文京区だからといって、ガバナンスもそうですけど、わからない言葉を使ってもほとんど実態がなくなっちゃいますので、普通の市民の人がわかるような形にしたいなと。

たまたま今、松本さんが持ってこられたイギリスの市民憲章があるんです。これを見ていて、例えば、ちょっと披露しますと、あなたのために公共サービスを行います、市民憲章はすべての公共サービスに適用されます、学校及び大学、病院、鉄道、道路、議会、警察、消防署、郵便局、年金事務所、職業安定所、関税・消費税庁、税務署及び民営化された公益事業、電気、ガス、水道、電話にも適用されます、市民憲章は公共サービスの利用者に六つの原則を適用しますと書いてある。それで六つ、ここにあるんです。ですから、できればA4、1枚ぐらいの前文で、だれでもわかるようなやつをつくって、これはできればカードか何かにして、もう1人1人に配るような、そんなものを、前文ですよ、前文をつくれればどうかなと。あと、細かいところは皆さん、ご議論していただければいいですけど、ぜひそういう形はやってもらえれば、これが一つの一番ベースになるものなんだというふうになるんじゃないかというのが私の意見です。

森田会長 ありがとうございます。

ちょっと政治学者として補足させていただきますと、それはイギリスのシチズンズ・チャーターでメイジャーのときに出したものだと思いますが、これはここで言っている区民憲章とちょっと違うものでして、シチズンズ・チャーターという言い方をしているものですからそう訳

されていますけれども、政権の国民に対する一種の公約なんです。行政サービスを、こういうふうにきちっとやりますというものです。ただ、重なるところは多分にございます。チャーターというのをつけたので非常に誤解を招きやすいものかと思います。今の日本では、またこれも余りなれ親しんでいないかもしれませんが、マニフェストに近いようなものだと思います。

今おっしゃった点、大変重要なことだと思います。私、先ほどから前文というのはあえて触れなかったのですが、性格としては、私のイメージとしては、前文というのは何でこんな憲章をつくるのかということを書く場所であって、日本国憲法もそうかと思いますが、これは大変権威のある最高規範性を持ったものだ、そういうものを区民としてつくっていくべきだということ宣言する部分かなと思っております。

それに対しまして、先ほどから重複の話がありますが、2章の基本理念というのは区民憲章全体を通じる原則かなと思っております、このガバナンスが何を意味するかというのは随分議論してきたところですし、その言葉がよくわからないという話もあったかもしれませんが、あえてガバナンスという言葉、前に申し上げたことを繰り返しますと、区と区民の間というのが上下の関係とか何かをする側・される側ではなくて、みんながする側になって平等だというイメージだったと思うんです。そういうことを書くのがここかなと。むしろ7章の方の基本原則というのは、もし分けるとしたら、7章の2節、3節に当てはまる原則がここに位置づけられるのかなと。それは、どれくらい別なものが書けるかわかりませんし、先ほど斎藤さんがおっしゃったように、2章で全体に当てはまる原則をより具体化したものを7章で書いていくということができるかどうか。これは、いろいろ中身について検討していったら、余り変わらないではないかと言うのであれば、7章の部分の1節を取ってしまって最初のところに「2章の原則を当てはめる」という話で済むのかなという気もしております。

むしろ、これから確認をしていく必要があるのかなと思いますのは、前文にしても基本理念にしてもそうですけれども、どういうものを共通のイメージとして持ち、それをあらかず言葉として今までどういうものが出てきたのか。ここでは「自己決定・自己責任」、「情報共有」、そして「協働・協治」と出ているわけですが、これらの四つがどうつながるのかとか、四つだけでいいのかとか、そういうことになろうかなと思います。

山田委員 この目次の構成についてのお話をさせていただきます。

前文は、今話し合ったように、背景とか位置づけとか役割なんだろうと思うんです。多分誤解があるのは、資料12号の3ページの「前文」と書いてあって、ここに「基本理念」と書いてあるので、ここに基本理念が語られているだろうというふうに思っているんですが、ではなくて、これは基本理念をうたうんですよということを言っているだけだということで、多分整理はできるだろうなというふうに思っています。

それと、あと、その目的の第2章は非常に重要だと思しまして、この持っていき方だと多分四

つの項目は対等な形で項目立てが見えちゃうんで、この目次をそのまま、これは最終的にはやはり文章をつくらないと、おさまりがどうかとか重複がどうかとか、どういう係り方になっているのかというのはわかりにくいので、こればかりはちょっと文章にしないとコンセンサスがとれないのかなという感じがします。ちなみに、この四つだけ見ていくと、この段階での話ですけれども、自己決定・自己責任という非常に重要な原則のもとで協働・協治が生かされていくと。これを実現するためのバックグラウンドとして情報共有と対等の立場が必要だとか、そういう形の整理なんだろうなという気がするんです。それで、パラでやっちゃうと、こっちが上だとか下だとかっていうのは、ここで議論しても余りしようがないのかなというのが一つあります。

それと、7章の第1節との関係なんですけど、多分、協働・協治の大原則は2章の方で語られて、7章というのは協働・協治を進めるに当たっての基本的な考え方、推進に当たっての何かポイントに読めるんです。これ、多分事務局の方も、そのために必要なことは何だろうかというのをお書きになっているのかなと思いますんで、「原則」という言葉じゃない言葉を使われればいいのかという感じがしております。

それと、いろいろときれいにまとめられているなと思うんですけども、第3章で区民等ということで、区民と地域団体と非営利と事業者というのを区民等と言うのもありますし、あと、それに対して、ステークホルダーの整理だと思うんですけども、区の責務ということと区議会と長及び執行機関ということの4に対しての5、6の関係、ステークホルダー論で言うと区の構成要素、ここら辺は勉強会するときにも出ていなかったと思うんですけど、この関係性がどうなのかなという。私もなかなか本筋ではよくわからないんで、お教えいただければなと思います。

あと、7章の部分で気になりましたのは、いろいろと、区民等と区政とか区民等と地域社会と、ご苦労されているなというのがすごくよくわかって、こういった言葉がこういった条例で出るとするのは非常にトライアルでおもしろいというか、個人的にはこういうのは好きなんですけれども、ちょっと抜けているなと思ったのは、上の方で情報共有の原則とか、議論の中でも情報公開の話があったんで、これがある節とか、あるいは下の方は住民投票というところまで明確に切り分けているんで、情報公開について、あるいは情報共有でもいいんですけども、節か章のランクアップはあってもいいのかなというか。

森田会長 6章に、区のサイドは情報提供・公開とありますが。

山田委員 ああ、そちらですか。全般的な、例えば7章の協働・協治の社会を進めていくためには情報共有が必要でしょうと言っているんで、それを実現するためにはこうしようというところの方が、というか、それは置き方によるんですけども、座りがいいのかなという気がしましたですけども。

あと、もう既にご説明があって、区の方もいろいろお考えになっているんだろうなと思うんですけど、新たに出てきた言葉づかいの、区政ですとか地域社会、非常に難しい問題でして、区民等

と地域社会、区民も地域社会の構成メンバーですし、相互の信頼関係とか社会資源の活用というのは、これは書くときに非常に悩みながら、しかしおもしろいところだろうなというふうに個人的には思います。

そして、あと、今までちょっと見逃していたんですけれども、これは個人的なこだわりなんですけれども、第9章の連携と協力で、総合計画とかですと、割と最後、ほかとの連携とか、特に国・都との連携・協力とかというのはありがちなんですが、ここでは必要ないんじゃないかなという。国とか都はですね。行政計画であると、行政のいろいろな役割分担の中で国とか都はあるんですが、区の中の自治のステークホルダーでは都とか国は余り出てこない話もありますし。あってもいいのかもしれないんですけれども、ここら辺は議論してもいいのかなという感じがします。

それと、あと、すみません、もう1個だけ。第5章なんですけれども、区議会の責務のところ、これは最終的に区議会の方にこの部分はお渡しになるのか、こちらでたたき台を出すのか、そこら辺をお伺いできればと思います。

森田会長 それでは、事務局の方の見解をまず伺って。

久住幹事 区議会の部分につきましては、今一定の議論を区議会の方で行っております。議会運営委員会の中で区議会の責務というか、区議会の役割はどんなふうにしていくのかということで議論しているんですが、そこでの仕切りの中で、こちらの区民会議の規定の有無にかかわらず区議会としては訂正もしくは提案を行うということで仕切っております。やはり区民会議として、こういったものだけは区民の意見として参考として盛り込んでほしいということであれば、それは、書き込むことについては構わないのではないかなというふうに認識をしております。

山田委員 区議会の提案というのは、区議会が誰に対して、どんなタイミングでされる想定なんでしょうか。

久住幹事 こちらの区民会議の案そのものが最終案として7月ぐらいということを出してあります。そうすると、それから条文提案という形で庁の方で条文をつくる作業が出てきますので、その過程の中で区議会と調整をしていこうかという話はしているところです。そこら辺については、まだ固まってはいないんですけれども、イメージとしては、そんなような形で進められていくのかなというふうに思っております。

山田委員 そうしますと、ここでは我々の最終報告については我々がやって、あくまでも我々ベースで議論をしていくということによろしいでしょうか。

久住幹事 そうですね、そういう認識で進めていければ構わないと思います。

山田委員 そうすると完全に、逆に第5章というのは視野に入れて、これも細分化していかないといけないということという理解でよろしいでしょうか。

久住幹事 どちらがよろしいですか。議会の方でもやるということですので、これは議会の方

でやるということなんで議会の方に任せても構わないと思いますし、そうは言っても、やはり区民会議として、この部分については白紙で出すのはいかがなものかということで書きたいということであれば、それは書くことについてはやぶさかではないのかなというふうに思います。

名方委員 その点について、この間、有志で区議会議員の意見を聞きたいという話があったんで、課長なんかとも相談して、ちょっといろいろ情報収集をしてみたんです。どういうことかという、区議会をやっているのは議会事務局というのがあるので、そこに行ってどういう仕組みですかとお聞きしたら、区議会の方では、こちらは、我々は区長に提案をする、それに対して常に情報として収集しているのは、委員会がいっぱいあるんですけれども、その中で分権特別委員会というところが今我々がやっていることは全部チェックしている。それで、恐らく、ご質問のあった議会としてどうするかについては、議会運営委員会というのがありまして、そこで決めるということなんです。

参考までに。

山田委員 基本的に、これは区民会議がこの全体の報告をするということで、その重要なステークホルダーである議会について考えないというのは、やはりちょっと問題かなという気がします。区議会が提案をしたいというのはもちろんいいんですけれども、我々、別に行政の人間でもないのに長及び執行機関の責務についても議論しているぐらいですから、当然、同じような意味でステークホルダーの各責務なりというのを議論して、同じような扱いとして整理していくというのが一番ナチュラルな感じはするんですけど、重要な構成メンバーですから、それはいいんじゃないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

久住幹事 それは構わないと思います、議論いただくような形で。なかなか、事務局として積極的に議会の部分について踏み込んで書くというのはいろいろな問題もありますので、これで抜けてはいますけれども、区民会議、この場でご異議が出ていますよということは各委員会の方で報告しておりますし、山田委員からご提案のあったような形で、ここの部分は白で出すのではなくて、区民会議として、ちゃんとここの部分についても含めた形で報告をしたいということであれば、議論をしてここの部分について書いていくということについては事務局としては構いません。

吉田委員 吉田でございます。

その部分ですけど、こういうことは難しいんでしょうか。逆に、議会の分権委員会と言いましたっけ、そこに我々が区民会議として全体として参加できるのか、あるいは区民会議それぞれ個人の委員として参加できるのか、どちらかの参加が可能であれば、むしろ議会の側にこちら側の意見を言うということは考えられないんでしょうか。

実は、私は、もっとそこのところを言わせてもらおうと、本来、この区民憲章あるいは住民基本条例というようなものは、むしろ議会が主導権を持ってつくるというのが、本来の自主・自立・

自治というものを考えれば、なんじゃないのかなと常々思っています、そういう意味で、なかなかそこは現実論から考えるとそうはいかないのかもしれないんですけども、何か、協働・協治とここで言いながら、議会は議会で審議し、区民会議は区民会議で審議し、では、その今度はすり合わせとか採用のルールってどうなっていくんだろうかという気もします。協働・協治の実践という意味においても、やはりこの審議会の中で1回ぐらい、議会と区民会議のパイプというか交流というものがあってもいいんじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

久住幹事 そこについては、ちょっと難しいかなという気はいたします。ですから、この区民会議の中で、皆さんとして、こういう議論になったよということで提案をするということが一番素直でいいのかなという感じはします。ぜひ、その方向で議論していただければと思います。

山田委員 この件についてはこれが最後で、吉田委員から話があったんですけども、最後、例えば区民会議の最終報告を出しますよね。それをベースにいろいろと直されるとは思いますが、それと区議会から出てきたものが明確に異なってきた場合、例えば区議会優先になるとか、そこら辺というのは、何か。そこは、やはり渡したいなという思いがあるのかどうか。

森田会長 いずれにしても、条例になる場合には区議会がおつくりになるわけですが、多分そのときに議論になりますのは、やはりだれが最終的に決めるかという権限の問題もありますけれども、そもそもの区民憲章の条例案として中身そのもののできがどちらがいいのかというのが、かなりポイントだと思います。だから、明らかにこちらの方がいいというものを出したのを議会の方が悪い方へ変えるというのは、やはりそれは区の責任の話になるわけです。ですから、そういう意味で言いますと、区民の立場に立っていいものをちゃんとつくる。その中では、当然のことながら、山田委員がおっしゃいましたように、区議会の役割はこうなんだということを書いておいてもいいのではないかという気がします。

例えばこの条例で5章の区議会の責務のところの問題になっておりますけれども、ほかのところでは議会との関係で問題になるのは8章の住民投票なんです。これは、住民投票をして、区長は尊重しなくてはならないと書くとしたら、これは本来きちっと条例をつくって区的意思決定するのは、住民の代表である議会であるという議会の立場との関係で、非常に微妙な問題が起こります。したがって、例えば二セコの基本条例もそうですけれども、住民投票はやるかやらないか、具体的なことは別な条例で定めるというふうに1条だけは置いているわけです。ここで1章を立てて住民投票の実施と手続ということを書くとということになりますと、これ自体、ある意味では議会にとっては大変大きな問題を提起するということにもなるわけです。そういうことも含めて、中身がよければいいのではないかなという考え方もあり得るということでございます。

久住幹事 それで構わないと思います。ただ、それが最終的には、自治基本条例に定める議会

の規定につきましては、条例原案における規定の有無にかかわらず議会自身が独自に修正案として提出することを基本とするということで議会運営委員会の基本的な方針として確認をしております。つまり、必ずしもこちらの方で出したものそのものが最終的な条例として成立するかどうかというのは、議会の一定の判断になるのかなというふうにご理解いただいております。いいのかなというふうに思います。

松本委員 そうしますと、とりあえず中間のまとめである程度まとめたものを出して、そして私たちにとってはパブリックコメントの一つとしてみたいな感じで議会からのお話が聞ければいいのかなという気がします。

そして、私が今ちょっとお聞きしたいのは、最終的に修正されるときには、議会が修正するわけですよね。そうすると、どういう理由でどうなったということは、私たちにははっきりわかるような形になるのでしょうか。

久住幹事 それは説明責任として、こういう形でというような議論はあると思いますので、それはちゃんと説明されるのではないかなというふうに思います。ぜひそのときは傍聴に来ていただいて、審議を聞いていただければ明確になるかなというふうに思います。

森田会長 そういう意味で、位置づけ、その他について、よろしゅうございますでしょうか。

そういたしますと、先ほど、基本理念のところは大体こういう4項目のようで、それをどう関係でどうつなげていくか、もう少し文章化しなくてはわからないというお話でした。これは、どなたかにお願いして文章化をしていただく原案をつくった方がいいかなと思います。

次に話を進めさせていただきますけれども、3章以下の区民等の権利、責務というところ、これは区民の権利、それから地域活動団体の権利、非営利活動団体の権利、事業者の権利、この表現自体も含めてですけれども、この権利と責務という中身につきましては、資料第12号でかなり整理されてきたと思いますし、これまでも比較的、特に区民の権利に関しては議論があったところだと思いますけれども、この内容につきましてはどうぞございましょうか。

松本委員 基本理念のところには本当は入れていただけたらいいかなと思うのが一つあります。それは自発性への配慮ということです。ここに書いてある四つの基本理念、先ほどの情報共有と対等の立場の尊重を原則の方に入れるというようなイメージは私も賛成なんですけれども、公共社会という理念に、具体的にはどういうことかということと言わせていただいたんです。自発性への配慮とか尊重とかということなんです、区民の権利というところで各主体がそれぞれ自発性を持って動けるような言葉を、一つ踏み込んだ形を提案させていただきたいなと思いました。

森田会長 自発性への配慮というふうにおっしゃいましたけど、だれかが自発性に対して配慮をしるということですか。主体は、どのようにお考えてですか。

松本委員 区民が自発的に何かをしようとしたときに、それへの配慮というイメージで考えたんですけれども、行政の職員の方もそれぞれ職員の立場で自発性が発揮できるような。そうする

と、議会も全部そうかなと思ったわけです。

森田会長 はい。ご提案がございましたけど、いかがでしょうか。

齋藤副会長 協働・協治というのは相互協力ということです。その前提として、各主体が自発的にやっているものについては、それを自発的にやれるようにする。ある意味では介入しないということもあるわけです。そうすると、相互に介入しないという、行政が自発的な領域にそんなに介入しないで補完的にするべきというのは、区の責務とか長・執行機関の責務のところにあるいは入れられるのではないかと思います。それを越えて、それこそNPO、町内会、それから個々の住民が自発的であって、そこになるべく介入しないということになると、なかなか位置づけが難しいと思います。できるべきことは自助努力とすることは、自己決定・自己責任にもつながるのかもしれませんが、自発性の尊重というのは、裏面としてはほうっておいてくれというにつながらないか。ただ、自発的に積極的に活動することに対して介入しないということで、それをサポートするということも考えられます。

松本委員 イメージとしては、例えば地域の活性化、商店街の活性化とかがあります。行政としては公平性ということを大事にしますから、一つの商店街だけというわけにはいかないということがあります。そういうとき自発的な動きに対して配慮するというようなイメージとしてちょっと考えたんです。現状のシステムは、行政の事業になっていないものに対する対応というのはシステム上ないと思うんです。

齋藤副会長 そうすると、介入しないでくれというよりは、積極的に自発的にやっているところに対するサポートということでしょうか。

松本委員 そうですね。本質をどんだんのばすというような仕組みが欲しいなと考えています。

齋藤副会長 それは協働・協治における区の役割というところで幾つかは出てきていると思います。あとは、今回事務局がおつくりになった7章の3節、区民等と地域社会、ここは区が主体となってやることじゃなくて協働・協治に当たるようなことについて何か関係規定を書き込むということですから、あるいはそこで、そういう場で行政がどういうふうにサポートしていくか、ここに何か書き得るかなという気も直感的にはします。

森田会長 今のでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私のイメージとしましては、区民は区の構成のメンバーとしてやはり積極的に区政に参加すべきであるというのを書けるかどうかかなり微妙なところですけども、そういう心構えを持ちなさいというのは、あり得るかなという気がします。今、齋藤さんがおっしゃったことは、そういうことよりも、むしろ自発的に活動がある場合には区の側はそれを尊重しなさいという形になる。これは、かなり重要な原則に入り得るかなという気がしました。その表現が、なかなか難しいところがあるわけです。

ほかに、いかがでしょうか。権利、責務のところは、どちらかと言いますと、資料12号に出ていますのは、やはり参加の権利を保障するということがありますし、それぞれ主体としての役

割を認識して役割をきちっと果たす責務があるという書き方が一般的になされているかなと思います。これは、それぞれ四つの主体に違う権利とあれを考えるかどうかというのは、その辺はなかなか難しいところがあると思います。

藤原委員 区民の権利のところ、第7章の2節で政策形成・実施・評価等の各段階への参加に対応するような政策提言をする権利のようなものが欲しいんじゃないかと思うんですけども。

森田会長 7章の第2節の一番最後の事業提案制度というのは、そういう趣旨かなというふうにも考えられます。

藤原委員 そうですね。それに対応するような包括的な権利というのが、3章の方には欲しいと思うんですけども。

斎藤副会長 もちろん、資料第12号の8ページ、もとのたたき台の区民の権利の方ではやや抽象的な参画にとどまっているというか、一般的な話になっているので、それをより具体化したものまでここで書くか、それとも7章の方で、新たに、再度、区民は具体的にはこういう権利を持っている。具体化したものをさらに7章で書くという、それは一つの考え方だと思います。もう一つは、3章の権利の方で事業提案制度についての権利があると書いてしまって、それを具体化するなり、そういう責務は7章の方で区の側の責務あるいはその場合の事務等について規定するというやり方もあると思います。そのほかの具体的な参加についての権利も3章の方に挙げるのか、それともそういう具体的なものについては各章にばらして具体的なものとまとめて考えるのかということです。住民投票についても、どこまでこの条例で書くかということと連動すると思います。

藤原委員 前回、どこかの会議で私が質問したときに、確か沼沢委員から、請願とか、そういうもう法的に規定されている権利はあるから、新たに提案権というようなものは難しいとかという話があったように記憶しているんですが、やはり何か請願よりさらに条件が緩やかというか、出しやすい形の政策提案権のようなもの、「権」と言っちゃっていいのかわからないかちょっとわからないんですが、方法というのは、7章で言えばいいといえいいんですが、やはり権利として何かそういう言葉が欲しいかなという気がしているということです。

森田会長 いかがでございましょうか。

松本委員 実際に私たち一般的な区民から行政の方に「こうしたらいいんじゃないか。」というのは、思っても言うところがないというのが現状だと思います。それで、藤原さんのおっしゃっていた制度みたいな形は非常に望ましいんですが、その前段階として、例えば行政の各部が年度の前半ぐらいで区民からの公募意見を募集する、例えばこういった区民会議があって、そこに提案できるといようにすることが考えられます。何か一つ、出しやすい方法は、ぜひ考えていただかないと、これは何とかぜひ一つ、具体的に検討をお願いします。

沼沢委員 確かに請願という表現は請願うというので、ちょっと古い時代があった表現かも

しませんが、行政の現場にいますと、もういろいろ意見が来て、およそ制度的に意見を言う場がないなんていうことはとても考えにくいという実感があります。

今の制度の中でも随分あるはずではないのか。ただ、使いにくいという感じがどこかにあるとすると、使いやすいものにするようなPRをするのか、あるいは、それでも限界があるならばもう少し違った制度というのも考えてもいいのか。いずれにしても、いろいろなパイプがあることの必要性はあるかもしれません。今ある制度でも十分使えるし、逆に区政モニター定員50人のところ、いっぱいにならないというような実態もあるので、私の実感とはずれているのかなという感じも少しあります。

松本委員 それだけ積極的な区民がふえているのか、利害関係が著しい人がそうやって訪れているのか、その辺を逆に整理して行政に提案できるという形が望ましいんでしょうね。それと、議会の方に井戸端会議的な提案ができるようなシステムをつくるというのを提案するということになるのでしょうか。

森田会長 今の議論ですけれども、法律論の方から少し整理しますと、区民の方が行政に対して、区に対して、何かこういうふうにしてくださいという提案をすること自体は、既にある意味で認められているわけです。それについては改めて権利だということを言う必要があるかどうかはわからないんですが、言ったことをちゃんと聞いてくださいよということまで権利で認めるかどうかというのは、これはなかなか難しいところです。その場合には、多分、区民には言ってもらったことを聞いてもらう権利があるというのではなく、区の側に区民からの提案に対してはきちっと対応しなければいけないというような義務を課すということになると思います。

したがって、そこから出てくるのは何かといいますと、もうちょっときちとした形で提案をして、提案があった場合には、区としてはそれは真摯に受けとめなければならないような仕組みをどうやってつくるかという7章の話になってくるわけです。今ある制度で言いますと、請願については、きちとした書式で提出されれば、議会は耳を傾けなければならないということだと思いますが、それ以外に、例えば署名を集めて直接請求する制度は自治法上にあるわけです。それは有権者の50分の1の署名を集めて、こういう条例をつくってくださいという形で持つていくものです。同じように区民が一定の形式と手続を踏んで提案したものについては、これをどう扱うかということを書き込むかどうかということになりますと、恐らく日本で初めての制度になると思いますが、大変これまた難しい議論をしなくちゃいけないのかなという気がします。

だから、努力規定といいましょうか、区の心構えとして、対等な立場である以上、区民のそうした声に対してはまじめに聞くようにとか受け入れるように努めなくなければならないというような形になるのかもしれません。提案制度というものを盛り込む場合は、要するに、一方は権利があって、もう一方は、反対にその義務があるというような形になりますので、やはり相当しっかりしたものでなければ難しいと思います。

藤原委員 私のイメージとしては、もともと提案権はあるというのは当然国民の権利としてあると思うんですが、ただ、出す、要するに提案、上げるという感じで、上げたものは向こうでやってくれるという感じが今はどうしてもあると思うんです。それを、やはり政策形成過程への参加ということで、行政担当者も区民も、もっと欲を言えば議員も一緒になって平場で話し合って合意形成をする場が欲しいというイメージなんです。だから、そういう条項を入れておけば、そういうこともしやすいんじゃないかなというか、もっと促進できるんじゃないかなという意味で、何か一つ欲しいかなという感じです。

森田会長 多分、条文にするときは「努めなければならない」という形で書けるかなという気もしないでもないんですが、どうでしょうか。

斎藤副会長 可能性としては十分、今までなかったようなフォーラムについて、できるだけそれを設けるというような制度について、そういうことは書けると思います。

藤原委員 予算も使っていただきやすくなるんじゃないかと期待するんですけど。

沼沢委員 私から今のテーマに関係して。この基本構想でも実はそういう問題意識によってつくられた項目がありまして、30ページの(3)で情報の共有化を進めるという項目で、2行目の後半から「政策課題について協働で調査・分析する機会や共同で話し合いをする場をふやすなど」というのは、まさに藤原委員が言われたようなものをイメージしているのかなと思います。

では、これに該当するようなものが、今、区政の中であるかということ、恐らくこの区民会議もそれに近いものでしょうし。ただ、協働で調査・分析というようなものが今後どういうものがあり得るかということ、例えば来年度、緑地実態調査をやるという計画があって、これも区民と協働でというような発想をしまして。では、どういう協働をするのかということも実際に緑公園課というところで、今後検討いたします。

区として、一緒に協働でやっていこうという問題意識は少なからずあるということ、紹介しておきたいと思います。

森田会長 何か、新しい仕組みを考えてみる価値はあると思います。

斎藤副会長 7章の中で、協働の場での合意形成というのは新しいあり方として出せるのは、おもしろいと思います。先ほど会長からお話がありましたけど、50分の1で条例請求とか、あるいは広く薄いものとして請願という行政なり議会が非常にハードにやっている部分、固い参加の制度というのは、国の法律なりでも決められているわけです。そうでない真ん中の領域をまさにここでは考えているわけですから、それは7章で、そういう「合意形成」というようなキーワードで何か新しい取っかかりが書ければおもしろいと思います。それに対応して3章の方で、さらに住民の権利として受けとめて書けるかどうかということも、また検討課題になるんじゃないかと思えます。

吉田委員 吉田でございます。今のところの議論、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、

私は、その提案権って非常に重要なところだと思うんですけども、それを権利と、つまり1人1人、個人、区民の権利という認め方がいいのか、あるいは今、斎藤先生でしたでしょうか、言われた、むしろ制度や仕組みというものを考えていく方がいいのか、より現実的なのかというあたりを、もうちょっと本当はよく考えてみたいなという気がするんです。権利ということだけでは、むしろ今、本来はあるはずの権利が実態としてそれが生きていないんじゃないかということの方が現実であって、ですから逆に言うと、そういう仕組みを、この区民憲章なりというものの中で仕組みや機会をつくっていくということが必要なんじゃないのかなという気がするんですけども。

森田会長 ありがとうございます。

一つ、新しい提案の芽が出てきたように思います。これもしっかりとした制度まで書けるかどうかわかりませんが、そういうフォーラムのような場を設けなければいけないとか設けるというようなことは書いて、それをほかの具体的な条例でもって仕組みを考えていくという事はあり得ると思います。

区民の権利から、やはり一番のセールスポイントというか特徴を出しております7章が、どうしてもすぐそちらへ結びつくご提案が多いようで、これは大変建設的なことだと思います。

3章の中で、あと地域活動団体の権利であるとか非営利活動団体、NPOですけども、事業者の権利というのもありますけれども、この辺についてはどうでしょうか。それぞれのところは区民も含めて、一般に区民等の区を構成する主体としての権利、責務ということがあるかと思いますが、それぞれについて特徴のあるようなものというのは何かありますか。

山田委員 この手の話は後ろの方ではだんだん言いにくいんで、少し脱線するかもしれないんですが、先ほど沼沢委員の方から、区と町会というのは車の両輪だということで非常に町会がクローズアップされているんですけども、地域団体の一つとしては町会というのはあると思うんですが、何か地域独占の一つランクアップした組織かどうかというような議論があるのかなと。両輪、つまり区と両輪というふうに位置づけられるのかというのは問題提起しておきたいんです。ただし、これは最終的に条文には出てこないなと、この雰囲気だと。地域団体等になっています。地域団体になっているんで特に議論にはならないとは思いますが、そういう意識で。町会というのは加入率も随分下がってきていますし、実際の機能としては、下手すれば区の、うまく、言い方は悪いですけども、いろいろな部分で協力をさせられているようなところもないことはない。その一方で、区民から随分乖離しちゃって、高齢の方、もともとの方だけが組織化しているような、そんな感じもするんです。

それが一つと、あと、これは、せっかく森田先生がいらっしゃるんで質問なんですけれども、今回、地方制度調査会を地域自治組織みたいな形で、地域の中で、ある単位制というか、小さなまた単位のガバナンスというか、それをお出しになられていて、こういったものって、例えば文

京区にそういったものが適応できるようなイメージがあるのか。どんなイメージであれが出ているのかというのを、せっかくなんで伺いたいなと思います。

森田会長 後者の方ですけど、私は地方制度調査会に所属していないんで、むしろ関係する研究会へ所属している斎藤さんの方がご専門ですね。

斎藤副会長 地域自治組織は、現在の市町村あるいは特別区という団体よりも住民に身近なところに今ある、例えば町内会あるいは自治会といったような団体よりは、より正式な、大きく言えばガバメントに近いようなものをつくれるような仕組みにしようとするものです。ただ、これは二つありまして、一つには過疎地等で合併を進めていると。合併した後の旧町村単位でやはりそういう組織が欲しい、あるいはそういう組織を設けないと合併が進まないということに対する対応が一つです、もう一つは、やはり大都市内で分権といいますか。特別区にしてもそうですが、基礎的自治体としても大き過ぎると、いろいろな公的な意思決定をするのに不都合になります。そこで、もう少し地域ごとに、まちづくりの決定に参加するためなどに自分のところで独自の事業を行う団体、あるいは単位が欲しいというのはずっと要望があって、それにも対応できるような制度の研究を今進めているところです。

それは将来的には特別区においても、地域自治組織を特別区の文京区で決定すれば、ある程度権限を持ったものができなくはないと思います。ただ、法制化がなされるのは恐らく1年なり2年なり先のことで、それから、それと並行してどれくらい真剣に議論するのかということもあります。

山田委員 大都市の場合の単位制って、どのぐらいの単位のイメージを考えているのでしょうか。

斎藤副会長 人口何万単位であるべきだということを国の方で示すと分権の時代にそぐいませんから、そんなに明確なラインがあるわけではありません。ただ、一つあるのは、現在の、例えば横浜などの政令指定都市の場合の行政区ですが、これだと、少し大き過ぎるのではないかと。ですから、国の地制調ではない自発的な検討、あるいはそのほかの中間的な団体の検討では、例えば中学校区を基本とする考えなどもあります。そこで、地区連合町内会の大きさを何か仕組みができないかということなども考えられます。ただ、そこで何をやるのかということもさまざまだと思います。そこも含めて、まだまだこれからということだと思います。使いようによっては、その制度ができれば、まさにこの地域活動団体が、より正式な権限が与えられる可能性は大にあるということです。

藤原委員 ちょっと、今のことに関連した質問、いいですか。

八王子の方の多摩ニュータウンですけど、八王子市の自治体から委託を受けて自治組織として民間NPOが活動しているフュージョン長池というところがあるんですけども、そういうようなイメージの感じですか。

齋藤副会長 私も、具体的にはその団体自体を知らないのですけれども、現在そういうふうに行っているのともある程度つながり得ると思います。特に、現在自治体が行っていることを、そういうところへ委託して行っていることがあるとすれば、そういうのがもっと正式にできるようになります。ただ、そこで独自のことをやるときのお金はどうするのか。全部、母体である自治体が面倒を見るのか。ここで言えば文京区が面倒を見るのか、それともその地域、例えば文京区の小石川でそういう地域自治組織をつくるとすれば、では小石川の人々が少しお金を持ち寄ってやるのか、その辺はまだはっきりしないところだと思います。

吉田委員 ちょっと質問してもよろしいでしょうか。合わせて、沼沢部長にずばり質問させていただきたいので。

今までも発言はされているかと思うんですけれども、区として、いわゆる今の町内会とか自治会とかというものをどのように考え、あるいはどうあるべきかと考えているのかといったあたりを、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

久住幹事 先ほど私の方で事務局でいただいたご意見ということで、町会の連合会の会長の菅沼委員からいただいたときに、町会の立場からすれば、区と町会が車の両輪としてまちづくりを行うというようなことを町会の規定の中に盛り込んだらどうかというようなご意見をいただいたということですので。その辺はちょっと誤解があったようなので補足いたします。

沼沢委員 山田委員の先ほどの菅沼委員の発言に対するコメントについて、私は、少し違った考え方というか、意見を持っています。ある意味で、これは区としての意見という考え方ではないと思うんですが、実態を見てみますと、文京区政を全般に運営をする場合に、もう町会・自治会なしにはうまく機能しないと思います。地域によっては、非常に活発に活動しているところも多くあります。具体的には、地域の青少年のために、例えば子供のためにもちつき大会をやる。やはり、そこで地域で住んでいる人たちが顔を合わせるチャンスをつくっているというのは、町会、あるいは町会と並んで青少年対策地区委員会とか、地域に根差した団体というのは地道に行っています。

これは地域という単位を越えて活動しているNPOとは全然違った持ち味で、やはり文京区政の中に占める位置というのは非常に大きいと思います。

一方、いわゆる新住民がもう少し、逆に町会長とか町会の役員が行っているような仕事をもっと分担して行えば、違った形に違和感なく地域社会ができるんじゃないかなというような感じもあります。ここがややミスマッチとありますが、町会の今の役員さん方はもっと参加してほしい、一方で新住民の人はやや閉鎖感を感じて逆に町会のマイナス面のみを強制的に受けとめがちで、ちょっと余りいい状況じゃないところも一部はあるのかなと思います。今年度の予算で新しく転入してくる住民に町会が「こういうものですよ」というようなPRをするときの印刷物に若干の補助を区がしようとしています。これは、今までの町会と区の関係では画期的な予算といえます。

先ほどの吉田委員の質問に対してもそんなふうにお答えしたいと思うんですが、また基本構想を紹介させていただきますと、これも24ページに「地域社会を息づかせ、共感と共助の人間関係を築いていく」という大きな項目の中で「町会・自治会など地域の住民団体の活性化を支援する」というのが、はっきり明確にうたっているところです。いろいろな町会がありますので、またこれは、むしろ村松委員の方からお話しされた方がいいのかなと思います。私の方、区としては、そんなふうを考えています。

森田会長 では、ご発言をお願いします。

村松委員 もう私がお説明しようと思っていることを全部企画部長がいつてくださいます、そのとおりでございます。

要するに車の両輪だということは、今、部長が言われたとおり、いろいろの区民に伝えていくことは町会なしでは伝わらないよということを言っているわけです。例えば、皆さんに募金をお願いするとき、町会単位で町会が動いているというようなことです。町会抜きでは、いろいろなことを区民に普及していく、徹底していくということは難しいと思います。

ここで今お話があったように、パンフレット、そういうのを出して案内するんですけども、やはり新しい住民といえますか、自治会、要するにマンションの方はなかなか協力していただけないということもある。私の町会でも1,400世帯あるんですけども、やはり新しいマンションの方はあまり入らない。けれども、根強くPRしていこうというようなことも考えています。部長が言われたことは、町会なしではいろいろなものが普及していかないということだと思います。この区民憲章についても、区民にどこでどういうふうにPR、説明するのかなと思いましたが、やはり町会の方が主になっていくんじゃないかと思います。

森田会長 ありがとうございます。

山田委員 国と地方との関係で分権一括法で平等の関係というのが出ているんですけども、今の、例えば行政のサービスを末端でやる、そういう委託を受けてやっているような構造の部分も決して少なくないような形で、本当に自治組織なのかなという感じが片方ではちょっとしているというのはあります。本当にそうであればというか、地域のものであれば、先ほど地域自治組織はそのために出したんですけども、もっとオフィシャルにちゃんとつくって、そこで議論ができるような仕組みもオフィシャルにつくってもいいのかなと。任意のそういう自治、そこに出すというのは、どう見ても何か。戦前からの話も引きずっているところもないことはないと思うんですけども、何か、行政の末端機能と言っちゃうと非常に申しわけないというか、適切ではないのかもしれないんですけど、そういうサービスを提供するシステムに見えなくもないということです。

森田会長 いかがでございましょうか。

名方委員 NPOの立場からしたら、こうなんです。こういうふうに書いていただけることで

非常にうれしいなというのが実感です。というのは、今、山田委員がおっしゃったように、そこまでやってもらったらもっといいけれども、むしろ、そうすると自治の概念がおかしいだろう。本来、そういうことをみんなが自然に発生してきて、それをやればいいわけで、そういう仕組みができたわけですから、そういう意味で憲章ができるということを利用して十分かなと。

やはり、こう見ていますと、この間もある町会の人から言われたんです。こういうことをやっていると言ったら、「ああ、名方さんも、もっと町会へ入って地道に活動してください。」とおしかりの言葉をいただきました。それは、僕の役割は、恐らく吉田さんも山田さんもそうだと思いますけど、要するにホワイトカラーというかサラリーマン、ベッドタウンで寝るだけという人が多いわけです。それはしょうがないので、そういう人たちをつないでいきたいなと。ですから町会も含めて、いろいろなその地域の利害の団体を含めて、一緒にやることをやろうよと、今、提案をしようと思っているんです。現実には、今、村松さんがおっしゃられたように、町会が一番活動しています。すばらしい組織です。ただ、新住民からすれば入りにくいんです。だから僕はそのつなぎをやっていって、つなぎができれば、今、山田さんが言ったようなことが自然にできてる、そうしたら文京区もそれに対していろいろ提案できるという形に。それをいかに我々がやれるかということだと思ってるので、我々でも今、一つ二つ、そういう提案をして進めていますけど、そういう形で自然に出てくるんじゃないかなというふうに思います。

森田会長 今の点は、ある意味では非常に重要なところでございまして、いわゆる町内会もそうですけど、ここで言いますと第2節の地域活動団体というのは、「地域」という言葉がついていますが、まさに地面をベースにしてつくられている一つの団体である。それに対して、3節の非営利活動のNPOの方は、どちらかといいますとファンクションといいますか、機能、仕事の方を中心にして組織されている団体だということだと思ってるんです。事業者と営利企業ももちろんあるわけですが、そういう幾つかの主体があるというときに、多分ここでの重要な位置づけというのは、それぞれ地域をベースにした団体もあって、それは相当重要な役割であるし、同じように機能を中心にしてつくられている団体も重要なものであるという。区政を支える主体として、同じような位置づけにするのか、あるいは、今のお話ですと、これはそれぞれの地域の特性だと思いますけれども、地域をベースにしているものは、より重要な役割というふうに位置づけるのかと、その辺のことを少し考えていく必要があるのかなという気がしております。

藤原委員 やはり私も同じようなことを考えていたんですが、地縁的な団体というのは防災とかいろいろな面で充実しているのは必要なことだと思うので、3節の方の機能を中心とした団体に対して、こちらの地縁団体の方には、もっと、門戸を開くというような、そういう文言が少し入るといいんじゃないかと思うんですけれども。

森田会長 3節ですか。

藤原委員 いや、地域団体の方に。「ふれあいと活気のある地域活動に積極的に取り組むべ

き」というところを、もう少し、「門戸を開いて」とか、そういうような言葉を入れたらいいんじゃないかなという気がするんですけども。

森田会長 ご指摘は、大変重要なことだと思います。この辺の位置づけについてどうするかというのも、なかなか議論してもまとまるのは難しいかなと思います。そこで、一つは、どなたか、もうちょっと具体的な提案をしていただいて、それはできれば複数案でもいいと思いますけれども、それをベースにして議論をした方がいいのではないかなというふうに思っております。これはそれぞれの地域の特性がありますから、例えば東京都でも武蔵野市というのは町内会・自治会が全然ございませんの。そういうところもあります。戦後からずっとないんです。そういう状況でも、大変立派な自治をやっていらっしゃるところもあるわけで、それは地域によって、それぞれ個性の問題だと思います。どういうやり方をやっているかという、いろいろ工夫はされているようですけども。

それで、7章の方につきましては、具体的な中身はともかくといたしまして、幾つかの点で、こういう要素を盛り込むべきというご発言があったかなと思っております。5章の区議会の役割のところもそういうご発言があったかと思っておりますけれども、かなりこの中で重要になりますのは、やはり区長とか執行機関の責務、この辺について言いますと、先行する基本条例などではかなり書かれているところがございます、参考にしながら、かなり議論ができるのではないかなと思っております。

最後に、この部分について、何かこれだけはどういうようなことがございましたら、ご発言をいただければと思います。なぜこういうことを申し上げるかといいますと、できれば、先ほど言いましたように、もうちょっと具体的な文章化を次の段階で素案としてでも出していただく。そのために、冒頭に申し上げましたけれども、小委員会のようなところで少し、特定の方にご負担をおかけすることになるかもしれませんけれども、沼沢委員の方からございましたように、できるだけ公募委員の中から、そういう労をあえて担うという方が出ただけであればと思っております。もちろん事務局の方もそうですし、区民として斎藤先生も参加されるということです。それで、もう少し議論の素材を固めていただければと思います。それと次回あたりを考えた場合に、余り発言がなかったところは第6章の部分なんでございまして、この部分について、こういうことはぜひとか今までの議論を踏まえた上でこうだというようなことがございましたら、どうぞお願いします。

斎藤副会長 先ほどの山田委員からのご質問に、ちょっと答えるということもありません、一つは、やはり区の責務と長及び執行機関の責務を分ける意味は何なのかということだと思っておりますが、一つには協働という新しい考え方を出したのに対応して区役所全体としてどう受けとめ従来と違う役割があるのかということで、4章で調整、特にコーディネーターとしての役割というのが一つ出せるのではないかと。それから、そういった個々人の要請も含めて、そういう

新しい役割があるという、これは区役所全体の役割だろうというので出しているところだと思います。

それから、もう1点。第9章の連携・協力で、確かに自治基本条例は区で完結したものという考え方が一つありますが、一つはやはり在勤者とか事業者といった必ずしも限定的な住民じゃない人々をどう考えるかということです。一部は3章の区民等の権利のところを書けるんだと思います。しかし、より広い意味での連携ということでは、9章の最初の部分は必要ではないか。もちろん、注意しなくてはならないのは、国や都との連携というのは、ほかの自治基本条例で出ているのはあるんですが、これはちょっと私自身としては、逆に、ここに都と協力すると書いてあるのだからと都の方に使われてしまうことも考えられるので、そこはきちんと考えた上でということになるかと思います。

森田会長 都に協力しろと書く書き方もあるんですけども、余り意味がないということです。

山田委員 今の4章のところなんですけれども、ここで言う区というのは、この前、前々回ぐらいですか、構成要素としては区議会と長及び執行機関だというふうにお伺いしたんですが、そうした場合、区議会はこの区の責務に書いてある保証役とか調整役としての役割というのは担うことになるんでしょうか。

斎藤副会長 もちろん、そういうことになると思います。ただ、具体的な施策の実施は首長部局なりセクションでしょうが、例えば調整者としての役割について、例えば何か将来条例をつくるかということになれば当然議会が出てくるということになるので、両方に関わってこざるを得ないんじゃないかと考えられます。

森田会長 区における行政の主体ですからマンションでいいますと管理組合の役員のような役割になるわけですし、調整者の意味というのはいろいろあると思いますけれども、いろいろな区民の方から、利害が違う方からいろいろな意見が出てきているとき、それを一つの政策にまとめてきちっと条例をつくるとか、それ自体も、ある意味ですと大変な調整という意味を持っていると思います。具体的な、マンションの紛争の、日が当たるの当たらないのと、そういう調整だけではなくて、もっと大きな意味での区全体としてのバランスをとるという意味もあるわけですので、それ自体がやはり区としてのコーディネーターの機能として重要な位置づけではないかと私は理解しています。その中で、個別的なことについては長及び執行機関がおやりになるということになるでしょうし、区議会は、そういう意味でいいますと、もうちょっと大きなレベルで方針を決めたり政策を決めたり条例をつくったり、特に予算をどうするかというようなことでは、そういう役割を演じると、それが期待されていると言えるのではないかなと思います。

吉田委員 最後の発言をしたいと思いますが、町内会につきましては私の期待通りの発言がออกมาして、伺えてよかったというふうに思うんですけども。実は私自身、いわゆる地域づくりとか地域の活性化、あるいは今回の自治ということを考えてときに、やはり議会の役割とい

うのは僕は大変大きいと思っけていまして、議をどう運営するのかと、あるいは、もっく言えば改革していくのかというのは大変重要な部分であって、できれば、何となく発言、さわらないような感じになっけていますけど、山田委員が言われたように、区議とくというものがどうあるべきなんだということを、我々の会議としてもぜひ幾つかの意見を申し述べたいなというふうに思っています。

山田委員 骨太の話をされた後で恐縮なんですけれども、区議の責務、区議なんですけれども、上で区の責務では保証役と書いてあるんですが、例えば公共のサービス提供の保証をしますということなんですけれども、保証がもしされなくなった場合、区議は共同責任という形の構造になるんですか。

斎藤副会長 厳密に言うと、法的な責任というところまで研究会で考えたわけではなくて、いろいろ、今まで行政が一手にやっていたようなことについて、むしろ住民の方の自発的な創意を生かしてやった方がいい部分がどんどん出てきています。しかし、では、そこで完全に任せるかという、そうでない部分も残るし、任せた部分について何らかの形で適正な実施が図れるように保証する仕組みをつくるとか、そういう役割を区役所の方に求める。その中では、では具体的にそういう委託した業務をウォッチするのは首長部局かもしれませんが、例えばNPOに何かをお願いする、委託する仕組みをつくる時の条例をつくるというときには議も出てくるわけですから、その意味ではやはり共同責任になるのではないかと思います。そういう仕組みをつくって協働の仕組みをつくったけれども、うまくいかなかったというときに、ゆだねられた住民の側も何かうまくいかなかった原因はあるんでしょうけれども、それは区役所全体としてもやはり責任は負うべきだろうと考えます。

森田会長 というところで、もう時間をオーバーしましたので、これくらいにさせていただきますけれども、今申し上げましたように、ちょっと最後駆け足のところもありましたけれども、とにかく少し進める形で中間まとめの案を考えていただければと思います。また、皆さんでやってもなかなか大変ですし、事務局にお任せするというのも、自発性がないと思いますので、先ほど言いましたように、少し何人かの方に主体的な役割を果たしていただきたいと思います。メンバーでどなたかいかがですか。なかなか、どうやって選ぶかというのは難しいし、きょう欠席の方もいらっしゃるんですが、この方にぜひというお名前でも挙げていただいて、どなたかご推薦をお願いします。自薦でもよろしいかと思います。

名方委員 山田さんがいいと思います。

森田会長 二、三人いらしゃいませんか。お一人の方で全部というのは、それは大変な負担ですから。

名方委員 僕は、理念というか、基本のところはぜひ参加したい。

森田会長 分担はしますけれども、全体として、小委員会としておまとめいただきたいと思

ます。

松本委員 いつごろから取りかかるんですか。

森田会長 それは、事務局との調製もありますけれども、次回の全体会が1月15日にスケジュールで入ってしまっていて、この段階で、何か、かなりしっかりしたものを出すというのが事務局の心積もりでいらっしゃるのでしょうか。

久住幹事 次回の会議が1月15日ということなので、できれば1月15日に、今回いただいたご意見を踏まえてある程度議論ができるようなものを出せばいいなというふうに思っています。ですから12月に1回、1月に1回ぐらい、小委員会の皆さんのご都合を伺って調整してということになるかと思いますが、そのくらいのペースでいかがかなというふうには思っています。

山田委員 起草の人数というのは、どのぐらいを事務局はお考えになっているのですか。

久住幹事 事務局を入れて5人ぐらい、ですから3人ぐらいが機動的かなと考えています。

山田委員 提案なんですけれども、この前、自主的な勉強会で非常にいろいろな意見があって、公募委員の方、皆さん、全員参加されて非常に有意義でしたし、いろいろな意見があってよかったなと思うんですが、公募委員全員というのはまずいのでしょうか。

森田会長 それは別に問題はないと思いますけれども、皆さん、それだけ集まってやるご苦労というのは相当大変かなという気がしたものですから。

山田委員 ちょっと、そこから先は物理的にいろいろな調整が必要で、その日は難しいという話はあるにしろ可能だと思います。

森田会長 それでよろしければ、ちょっと規模は大きくなりますけれども、事務局はもちろん十分にお手伝いしていただけたらと思いますし。

山田委員 斎藤先生を中心に。

森田会長 では、そういうことでよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

松本委員 大丈夫です。

森田会長 大丈夫ですか。わかりました。では、よろしく願いいたします。

松本委員 公募委員とおっしゃってくださったんですけど、もうこれは全員平等ですから、多くの委員の皆さんに積極的にかかわって連絡をいただくとというような形がありがたいんじゃないかなというふうに思います。

森田会長 そこは、どういう形で分担をしていくか、斎藤先生と事務局とで調整をお願いします。

吉田委員 その場合ですが、きょう出ました資料15号の項目配置というか、これには拘束されるという前提になるのでしょうか。

森田会長 拘束という意味が、絶対に変えちゃいかんというわけではありませんけど、一応、これをまたゼロベースでひっくり返すという話になりますと進みませんので、それは最初るとき

に確認をさせていただいたと思っております。ですから、これでやってみて、どうしてもぐあい
が悪い場合には、ここはこうだという話はあるかと思えますけれども、全部ひっくり返してもう
一度というのはちょっと進行上まずいと思えます。そういう形で、100%何が何でもこの項目で
ということは、私の心積もりにはございませんけれども、やはりそのために確認をとったという
ふうにおもっております。よろしゅうございますでしょうか。

吉田委員 もしも、私がそこに入るのであれば、若干、もうちょっと整理したいなという気が
します。

森田会長 それは、場合によりましては、必要があると思えます。ただ、確認させていただきました
のは幾つかの章の単位でこういう話をするということで、それぞれの項目についてどうい
うことかというのは、これはまたご議論いただいてもいいと思えますけれども、大きな枠組みは、
よろしゅうございますでしょうか。

森田会長 それでは、ありがとうございました。

では、次回の日程ですけど、確認をさせていただきたいと思えます。次回は1月15日の同じ時
間ということですので。よろしゅうございますでしょうか。

久住幹事 はい、そうです。

森田会長 その次が、一応事務局も含めて予定しておりますのは2月12日、同じ時間帯でどう
かという事務局のご提案でございます。早目に、それぐらいをご予定いただければと思えます。
よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、何かございますでしょうか。事務局の方から、何かありますか。

齋藤副会長 小委員会をもし12月にやるとすれば、どこかで一度予定を入れなければなりません。
事務局の方は、きょうの議論を取りまとめて少し資料をつくる時間が必要でしょう。

久住幹事 齋藤先生のご都合は、夜がよろしいですか。各委員が分担をしてということになる
と思えます。きょうのまとめは資料として、事務局の方でお作りしてお出します。

齋藤副会長 きょうが11日ですから、来週の木曜以降ということになりますが。

久住幹事 そこだけ決めていただければと思えます。

齋藤副会長 18、19でしたら、同じ時間でしたらどちらかあけられます。皆さんの方は、いか
がですか。

山田委員 19は、ちょっと都合が。

沼沢委員 18がいいですね。

齋藤副会長 では、山田さんは18だったら大丈夫ですか。

山田委員 大丈夫です。

齋藤副会長 そうですか。

久住幹事 22の週だと難しいですか。

齋藤副会長 25、26ではどうですか。そこだったら大丈夫ですが、皆さん年末でお忙しいとは思いますが。

齋藤副会長 佐藤委員のご都合もあるでしょうから、事務局でもう一度調整をお願いします。

久住幹事 齋藤先生のご都合を優先するような形にさせていただくかと思えます。

齋藤副会長 では、候補としては18、それから25、26。19は、ちょっと皆さんがだめだということですか。

森田会長 では、そういう形でお願いいたします。

それでは、よろしゅうございますか。

久住幹事 はい。

森田会長 では、これで終わらせていただきます。

どうも、お疲れさまでした。ありがとうございました。

「閉 会」(20:50)